女川原子力発電所2号機に関する今後の手続きについて(イメージ)

現在

安全協定 ／ 県・女川町・石巻市

安全協定に基づく事前協議（H25.12.26）

第12条　**原子炉施設及びこれと関連する施設等を新増設しようとするとき又は変更しようとするとき**は，事前に甲（宮城県知事・女川町長・石巻市長）に協議し，了解を得るものとする

H26.10.16　～

安全性検討会

科学的・工学的見地から確認

現在まで23回開催

安全性検討会の意見聴取終了

施設の安全性の観点を中心に確認

事前協議（施設変更）の回答に関する協議（県・女川町・石巻市）

女川町

石巻市

宮城県

東北電力へ回答

説明　意見

UPZ5市町

県はUPZ5市町の意見を付して回答（県とUPZ5市町との覚書に基づく）

＜登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町＞

防災対策 ／ 国・県・市町

女川地域の緊急時対応の作成（女川町、石巻市、UPZ5市町が作成した避難計画を含む）

内閣府が作成

H27.5.15　～

「女川地域原子力防災協議会作業部会」による検討

R2.3.25

「女川地域原子力防災協議会」における確認

内閣府が設置

「原子力防災会議」における了承

内閣総理大臣が議長

避難計画の実効性向上の継続

再稼働 ／ 原子力規制委員会

新規制基準への適合性審査に係る申請

原子炉設置変更許可申請（H25.12.27）

H26.1.16　～　審査会合

R1.11.27　審査書案の取りまとめ

～R1.12.27　パブリックコメント

R2.2.26　原子炉設置変更許可　審査書の公表

他に工事計画認可や保安規定認可の手続き有り

理解確保の要請への回答（理解の表明）

R2.3.2

経産大臣から知事への再稼働についての政府の方針に対する理解確保の要請

県が主催し、国が説明

住民説明会

立地自治体のほか，UPZ内をはじめ県内の市町村長の意見や，県民の代表である県議会の意見をしっかりと聴取

経済産業大臣へ回答